

当薬局で取り扱いのある医療保険及び公費負担医療について

- 健康保険法に基づく保険薬局としての指定
- 生活保護法に基づく指定
- 労働者災害補償保険法に基づく指定
- 障害者総合支援法に基づく指定
- 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定
- 児童福祉法に基づく指定
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定
- 原子爆弾被曝者に対する援護に関する法律に基づく指定
- 公害健康被害の補償に関する法律に基づく指定
- 肝炎治療特別促進事業による指定

服薬管理指導料算定

当薬局では調剤基本料 1 を算定しております。

原則過去 3 カ月以内に処方箋を持参し、お薬手帳を持参された方は服薬管理指導料が 45 点となります。過去 3 カ月以内に処方箋の持参がなかった方、初めて来局される方、手帳を持参していない方は服薬管理指導料が 59 点となります。

服薬管理指導料については、患者様ごとに作成した薬剤服用歴をもとに、処方されたお薬に重複や相互作用、アレルギーのリスクがないかを確認した上で、薬剤情報提供文書を用いて、お薬の正しい服用方法や注意点をご説明しております。また、お薬をお渡しする際には、患者様の服薬状況や体調の変化、残薬の有無などを確認しながら、適切にお薬を使用いただくために必要な情報を丁寧にお伝えしております。薬をお渡しした後も、服薬中の体調変化や服薬状況について継続的に確認を行い、必要に応じて追加の説明やアドバイスを実施しております。

調剤管理料算定

調剤管理料については、患者様やご家族から伺った投薬歴や副作用・アレルギーの有無、服薬状況、お薬手帳やマイナンバーカードから得られる情報、医薬品リスク管理計画(RMP)などを基に、薬剤師が薬学的に分析・評価を行い、その上で、患者様お一人おひとりに適した薬剤服用歴の記録や必要な薬学的管理を実施しております。必要と判断される場合には、処方内容について医師へ提案を行う事もあります。

かかりつけ薬剤師について

当薬局では、かかりつけ薬剤師指導料の届出を行っており、患者様お一人おひとりに対して継続的な服薬管理を行う「かかりつけ薬剤師」を配置しています。

なお、かかりつけ薬剤師が服薬指導などを行う場合も服薬管理指導料として算定されます。かかりつけ薬剤師は、患者様が使用しているお薬の情報を一元的・継続的に把握し、複数の医療機関から処方されたお薬の重複、飲み合わせ、残薬状況などを確認しながら、安心してお薬を使用していただけるように支援します。

地域支援・医薬品供給対応体制加算

当薬局では、地域における医薬品の安定供給を確保するための必要な体制を有し、かつ、後発医薬品の使用数量の割合が85%以上のため、地域支援・医薬品供給対応体制加算1(27点)を処方箋受付1回につき算定しております。

電子的調剤情報連携体制整備加算

当薬局では、下記の体制を整えているため、月1回に限り、電子的調剤情報連携体制整備加算(8点)を算定しております。

- ・オンライン資格確認システムを通じて患者様の診療・薬剤情報等を取得し、調剤や服薬指導を行う際に当該情報を閲覧・活用できる
- ・マイナンバーカードの利用を促進し、医療DXを通じて質の高い医療を提供できる
- ・電磁的記録による調剤録及び薬剤服用歴の管理

連携強化加算

当薬局では、新興感染症や災害の発生時等において継続して地域の医薬品供給や衛生管理に関する対応を維持できる下記の体制を確保しており、連携強化加算(5点)を算定しております。

- ・都道府県知事より第二種協定指定医療機関の指定を受けている
- ・従業員のマスク、手袋、ガウンの着用、手指アルコール消毒
- ・待合室・調剤室に空気清浄機設置
- ・受付にパーテーション設置
- ・電話・通信機器を用いたオンライン服薬指導を行う体制確保
- ・キャッシュレス決済の導入
- ・災害用の医薬品備蓄
- ・要指導医薬品、検査キットの備蓄・販売
- ・BCP(事業継続計画書)の作成
- ・感染症に係る最新の科学的知見に基づいた適切な知識を習得することを目的とした研修に参加
- ・災害に関する研修会に参加

バイオ後続品調剤体制加算

当薬局では、「バイオ後続品」の調剤を推進しております。バイオ医薬品の適切な保管及び患者様への適切な説明が可能で、バイオ後続品の調剤を行うのに必要な体制を有しているため、バイオ後続品調剤体制加算(50 点)を算定しております。

バイオ医薬品とは？

遺伝子組み換え技術や細胞培養技術を用いて製造したタンパク質を有効成分とする医薬品

バイオ後続品(バイオシミラー)とは？

国内で既に承認されている先行バイオ医薬品と同等の品質、安全性、有効性を示す医薬品として先行バイオ医薬品とは異なる会社で開発されるバイオ医薬品

ジェネリック医薬品と異なり、バイオ後続品の開発を行うには、同等性や同質性を示すため臨床試験を行うことが求められており、安全性や有効性に違いはないが、先行バイオ医薬品よりも薬価が安くなるため、患者様の自己負担軽減、医療財政の負担軽減が期待できる

賃上げ・物価高騰に対する対応

当薬局では、調剤報酬において、保険薬局の薬剤師及び事務職員等の確実な賃上げを図る観点から、調剤ベースアップ評価料(4 点)を算定しております。

令和8年度から令和9年度の物価上昇に段階的に対応するため、処方箋受付 1 回につき、調剤物価対応料(1 点)を算定しております。(3カ月に 1 回限り)

時間外・休日加算

当薬局では下記の時間に時間外・休日加算を算定しております。

- ・原則平日の 18：00 以降は時間外加算として処方箋受付 1 回につき 71 点
- ・土曜日は終日時間外加算として処方箋受付 1 回につき 71 点
(ただし、祝日の土曜日、12 月 29 日から 1 月 3 日までの年末年始の土曜日は休日加算)
- ・日曜日、祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日までの年末年始は終日休日加算として処方箋受付 1 回につき 99 点

無菌製剤処理加算

当薬局では、無菌製剤処理を行うための無菌室(クリーンベンチ又は安全キャビネット)を備えており、中心静脈栄養法用輸液・抗悪性腫瘍剤・麻薬につき無菌製剤処理を行った場合に、1 日につき所定点数を加算しております。

在宅訪問薬剤管理指導加算

当薬局では、在宅訪問薬剤管理指導加算の届出を行い、在宅で療養中の患者様で、通院や来局が困難な方に対して、主治医の指示の下でご自宅を訪問し、薬歴管理、服薬指導、服薬支援、薬剤服用状況、薬剤保管状況及び残薬の有無の確認等の薬学的管理指導行っております。また、訪問の結果を主治医に文書にて報告することで、他の医療従事者と情報を共有し、患者様のよりよい治療につなげます。

在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算

当薬局では、在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算の届出を行い、在宅において医療用麻薬持続注射療法を行っている患者様に対して、薬剤師がご自宅へお伺いし、以下の薬学的管理・指導を提供しています。

- ・麻薬の投与状況、残液及び保管状況について確認し、残液の適切な取扱い方法も含めた保管取扱い上の注意等に関し必要な指導を行う。
- ・麻薬による鎮痛等の効果や患者様の服薬中の体調の変化、副作用の有無を確認し、薬学的管理及び指導を行い、処方医に対して必要な情報提供を行う。

在宅中心静脈栄養法加算

当薬局では、在宅中心静脈栄養法加算の届出を行い、在宅において在宅中心静脈栄養法を行っている患者様に対して、薬剤師がご自宅へお伺いし、以下の薬学的管理・指導を提供しています。

- ・患者様の状態、投与環境その他必要な事項等の確認を行った上で、保管方法、配合変化防止に係る対応方法等の必要な薬学的管理指導を行い、処方医に対して必要な情報提供を行う。
- ・2 種以上の注射薬が同時に投与される場合は、配合変化を回避するために、必要に応じて処方医以外の医療関係職種に対しても、配合変化に関する留意点や輸液バッグの遮光の必要性等について情報提供する。

特定薬剤管理指導加算 2

当薬局では、特定薬剤管理指導加算 2 の届出を行い、外来がん化学療法で抗悪性腫瘍剤を注射した患者様に対して、レジメンを把握した上で、以下の薬学的管理、指導を提供しています。

- ・患者様のレジメン等を確認し、注射又は投薬されている抗悪性腫瘍剤及び制吐剤等の支持療法に係る薬剤に関し、電話等により服用状況、患者様の服薬中の体調の変化、副作用の有無等について確認する。その確認結果を踏まえ、当該保険医療機関に必要な情報を文書により提供する。